

**幼稚園、保育所、認定こども園以外の
無償化措置等に関する緊急提言**

**平成30年8月
中核市市長会**

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置等に関する緊急提言

幼児教育・保育の無償化については、これまでも、消費税率引上げによる安定財源の確保を前提に、実効性ある取組を通じた待機児童の解消とあわせて実施する旨、地方から要望を行ってきたところである。そうした中、今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等（以下「認可外施設等」という。）も範囲に含め、平成 31 年 10 月からの実施を目指すこととされた。

これを受け、今後、幼児教育・保育の無償化の実施に取り組むに当たり、直接利用者や運営事業者と接する中核市として、次の点について緊急提言する。

- 1 認可外施設等の無償化に係るスケジュールの検討や具体的な制度設計に際しては、利用者や運営事業者と直に接している中核市と十分に協議し、その意見を反映すること。また、これらの検討に当たり、特に次の点に留意すること。
 - (1) 認可外施設等の運営や利用実態が多様であることから、利用者、運営事業者及び自治体に煩雑な手続を強いることがないような制度設計とすること。
 - (2) 無償化の実施に当たっては、システム改修や利用者・運営事業者への周知、認可外施設等の利用者に対する保育の必要性の認定など、体制の整備をはじめ膨大な準備の必要があることを踏まえ、自治体や運営事業者が万全な対応が出来るように早期に制度の詳細を示すなど、実施スケジュールに十分配慮すること。
 - (3) 特に中核市においては、新たな認可外保育施設の届出の際の実態の把握や、当該施設に対する指導監督等、更なる保育の質の向上に取り組まなければならないことから、これらに係る支援を行うこと。
- 2 幼児教育・保育の無償化について、消費税率引上げとあわせるべく平成 31 年 10 月からの実施を目指すこととされているが、入所事務の準備や申込み時期と重なる点のほか、利用者負担額の決定が例年 9 月に行われる点、消費税率引上げによる財源の確保に関して、市町村においては地方消費税交付金の性質上、当該引上げに係る歳入増が平成 31 年度中には見込めない点を踏まえると、平成 32 年度当初からの実施が望ましいこと。
- 3 幼児教育・保育の無償化の実施に際しては、潜在的な保育需要の掘り起こしに対応する待機児童対策に係るものも含め、地方に新たな財政負担を生じさせることなく、必要な財源を確保すること。

平成 30 年 8 月 16 日

中核市市長会